

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成29年8月10日(2017.8.10)

【公表番号】特表2016-527175(P2016-527175A)

【公表日】平成28年9月8日(2016.9.8)

【年通号数】公開・登録公報2016-054

【出願番号】特願2016-530270(P2016-530270)

【国際特許分類】

C 04 B 16/12 (2006.01)

C 04 B 28/02 (2006.01)

C 04 B 16/04 (2006.01)

【F I】

C 04 B 16/12

C 04 B 28/02

C 04 B 16/04

【手続補正書】

【提出日】平成29年6月29日(2017.6.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

セメント質のバインダ、エネルギー的に改質されたセメント、又は、セメント混合物のいずれかの硬質なマトリックス内の骨材から形成された複合構造材料であって、前記骨材は粒状物質であり、各粒子は、3次元の骨材粒子を形成するように、中央ハブから外側に向かって、放射状に対称的に延在する少なくとも3つの放射状脚部を有しており、前記脚部が、前記中央ハブに最も近い位置において、前記中央ハブの直径／幅よりも小さい直径を有しており、前記中央ハブは、前記脚部の間に配置された、暴露される表面部分を有しており、前記表面部分は表面外形を含んでおり、前記複合構造材料は、約1.0%v/vから約15.0%v/vの量で前記骨材を含んでいる、複合構造材料。

【請求項2】

前記骨材を、約2.0%v/vから約7.5%v/vの量で含んでいる、請求項1に記載の複合構造材料。

【請求項3】

前記骨材を、約2.5%v/vから約5.0%v/vの量で含んでいる、請求項1に記載の複合構造材料。

【請求項4】

1つ以上の脚部が、他の脚部とは異なる寸法及び／又は形状を有している、請求項1から3のいずれか一項に記載の複合構造材料。

【請求項5】

前記脚部が、円筒形、円錐形、又は円錐台形であり、円錐形及び円錐台形の種類においては、前記中央ハブから遠ざかるにつれて直径が減少する、請求項1から4のいずれか一項に記載の複合構造材料。

【請求項6】

いくつかの脚部が円筒形状に形成されており、いくつかの脚部が円錐台形に形成されている、請求項5に記載の複合構造材料。

【請求項 7】

前記脚部の自由端が、平面を有しているか、又は、曲面（凸状若しくは凹状の表面）、球根状の球状端部を有しているか、又は、とがっている、請求項1から6のいずれか一項に記載の複合構造材料。

【請求項 8】

前記中央ハブが、概ね球状、概ね円筒状、又は、概ね立方体状の形を有している、請求項1から7のいずれか一項に記載の複合構造材料。

【請求項 9】

前記表面外形が凹部である、請求項1から8のいずれか一項に記載の複合構造材料。

【請求項 10】

前記骨材粒子が、ポリスチレン、高密度ポリエチレン（H D P E）、ポリエチレンテレフタレート（P E T）、ポリ塩化ビニル（P V C）、ポリカーボネート、ポリプロピレン、又は、任意の高密度プラスチックから成る群から選択されるプラスチック材料であるか、成形可能若しくは鋳造可能な非プラスチック材料（フライアッシュ等）、またはこれらの材料の混合物である、請求項1から9のいずれか一項に記載の複合構造材料。